

令和 3 年度第 2 回田辺市男女共同参画懇話会会議録

開催日時 令和 4 年 3 月 28 日（月）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

開催場所 田辺市役所（本庁）3 階 第一会議室

出席委員 後藤委員、平谷委員、穴塚委員、山本委員、高橋委員、井溪委員、
北川委員、小川委員、中村委員、金川委員、須本委員、高垣委員、
松下委員、井濤委員、栗栖委員、近藤委員

欠席委員 福田委員、阿田木委員、前田委員、坪井委員

出席職員 山崎企画部長、福田室長、平谷主任

議題

- 1 令和 3 年度田辺市男女共同参画センターの事業報告・令和 4 年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について
- 2 令和 4 年度実施予定の「男女共同参画に関する市民意識調査」について
- 3 意見交換
皆様からの議題による意見交換
- 4 その他

主な意見等

議 事

議題 1 令和 3 年度田辺市男女共同参画センターの事業報告・令和 4 年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

別冊「令和 3 年度事業報告書」「令和 4 年度男女共同参画センターの事業計画（概要）」に基づき、事務局から説明

議題 2 令和 4 年度実施予定の「男女共同参画に関する市民意識調査」について

事務局…現在の「第 2 次男女共同参画プラン」につきましては、平成 26 年から令和 5 年度までの計画となっており、令和 5 年度中に「第 3 次男女共同参画プラン」を策定する必要があります。

その「第 3 次男女共同参画プラン」策定の基礎資料とするため、令和 4 年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する予定にしております。

前回の平成 24 年の意識調査実施の際には、その年の夏頃の懇話会で、意識調査票の案を出させていただき、ご意見を伺ったあと、意識調査票を完成させ、11 月頃に意識調査を行

っております。その後回収、分析をした後、皆様のご意見を伺い、2月から3月頃に冊子と概要版を作成しております。

令和4年度につきましても、スケジュールとしては、前回と同じようになるかと思われますが、正式なスケジュールにつきましては、4年度の懇話会で、お示しできると思います。

その4年度の懇話会にお示しする意識調査票の案を作成するにあたり、皆様からのご意見がございましたら、先に伺っておきたいと思います。

皆様の机の上に、「男女共同参画に関する意識調査に係るご意見」と書いた1枚ものの用紙を置いておりますので、ご意見等ございましたら、4月末頃までに男女共同参画推進室までご提出いただけたらと思います。特に、この用紙でなくてもかまいませんので、お電話等でも結構です。もし、ございましたらよろしくお願いいたします。

また、参考にしていただくために、前回の田辺市の平成24年実施の意識調査報告書、黄色の冊子です。その中の129ページに調査票が掲載されております。そして、その概要版、また和歌山市や橋本市など4つの市県の調査票も置かせていただいております。資料が多くなっておりますが、良かったら参考になさっていただけたらと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

会長…今すでにご意見お持ちの方いらっしゃいますか。

A委員…来年度、具体的に調査票を作成される時でいいんですけども、10年前の調査なので、多分時代が変わっていますので、かなり調査票を改善する必要があると思います。その際に一つ参考になるのが、他市町村と県の項目のどれを採用していくかということだと思います。先程ご説明にもあったように、とくに市町村においてはどのあたりを入れるのかというのはかなり変わってきておりますので、次年度アンケート調査票を作られる時に、例えばこれは田辺市の分の説明、これは和歌山県のものと合わせたもの、これは岩出市の一部改良したもの、というふうに、わかるような形でお願いします。それから前年度の調査で削除したものとか、追加をしたものとか、変遷が分かるようなものにして欲しいと思います。

アンケートでなかなか難しいのが、全部変えてしまうと経年比較ができないので、やっぱり重要なものに関しては継続をした方がいいですね。ただ、過去のアンケートの回収の答えた結果で、かなり設問が分かりにくいとか、わからない回答が多かった場合は、やっぱりそれは設問としてはふさわしくないのか、変更をしていくというのがあるかと思います。

ぱっと見たところでも田辺市さんの変えなければいけない所は、田辺市さんの調査票、冊子版（報告書）の130ページですけど、女性、男性、問1となっているので、岩出市さんとか、県もそうなんですけど、女性、男性、その他、答えたくない、わからない、という項目が性的マイノリティに配慮して入っていますので、たぶんここは変えないといけないと思います。それから、問9、10、11あたりの調査は県に準じているんですけど、たぶん県、変えていないと思うんですけど、少し変更があったら見ておかないといけないということと、

あとは問 13 が言葉的に古くなっているものとか、新たに LGBT「Q」とか、条例とか、少し入れていきたいものが変わってきていますので、問 13 の語彙ですね。その部分は動向を追って頂いて、改善して頂く必要があると思います。そして、他市町村さんの状況を見ると、わりと問 20 系の質問を少し突っ込んでやっている自治体さんもあります。災害と女性、防災と女性ということで、特に避難をしなければいけないとか、地理的に防災が必要となってくるという地域は、わりとここ厚めにしているということと、女性の貧困、それにつれての母子の貧困のような、貧困問題に関わるものとか、ここは男女共同参画に入れるべきなのかわからないですけど、ヤングケアラー問題とか、少しアップトゥデートなもの、入れ替えをしていくというのはあるかもしれません。

育児介護休業法に関するものというのは、従来までは共同参画ではわりと入っているのですけれども、もうわりと女性の場合、育児休業は取得ができる状態になってきているので、この説明を薄めにする自治体さんもいらっしゃるんですね。そのあたりもう少し自治体の動向と鑑みてどういうふうにするかだと思います。

アンケートの調査票が、全 16 ページになって、どこかを入れたらどこかをぬかないといけないので、その辺りの精査よろしく願いいたします。

あと調査ではないんですけど、計画の期間を田辺市さんは次どのように設定されるのか。個人的には 10 年は長すぎるなという感じを持っていまして、他自治体を見ますと 5 年で調査、計画していますので、少しその辺り計画期間は、次入られる時にご協議いただいて、10 年はちょっと長いかなと思います。以上です。

B 委員…性別について今、A 委員さんおっしゃったように、男女という表現はやめて、例えば、橋本市なんかは、あなたの性別、自認している性別をご記入ください。とかっこでくくっているんですね。そういう形もいいのではないかなと思ったので、よろしくお願いします。

会長…ただいま頂きました意見につきましては、また来年度に協議して頂くこととなりますのでよろしくお願いします。

続きまして、みなさまから男女共同参画についてのご意見いただきたいと思います。

議題 3 意見交換 皆様からの議題による意見交換

B 委員…田辺市の男女共同参画活動というのは、一時期、県下でも先端走っていたと思います。ただ残念ながら最近足踏みしているように思います。それに引き換えて、橋本市は 7 年前の 2015 年には、すでに条例が制定しており、また、先日の 2 月 10 日には県下初のパートナーシップの宣誓に関する要綱が制定されて、この秋の 10 月から導入されるということです。これまで近畿二府四県のうち、和歌山県だけが 0 でしたので、非常に嬉しいと思います。昨年この懇話会の公募として出させてもらって、また田辺市の総合計画の審議会にも参加させてもらったんですね。そこで、なぜ田辺市の男女共同参画が停滞しているのかがい

くつか見えてきました。私も当時、女性センターの運営委員をボランティアで関わった者として、今後は推進の加速を期待も込めて、今日はとりあえず四点を言わせてもらいます。

一点目は、C委員もよく言っていると思うのですが、とにかく条例ができていないことが大きな要因だと思います。法や条例による審議会とは異なり、懇話会はあくまで市政運営上、職員以外の市民や学識経験者などから意見を聴取する場であると規定されておりまして、政策決定の場ではありません。現プランには、懇話会の目的として、男女共同参画社会形成の促進に関する施策および重要事項を審議し、その結果を市長に報告する、とありますが、私、入るにあたって2019年、20年の懇話会の議事録を見せてもらいましたが、そうした政策に関する議論をした記録は見当たりませんでした。それにこれまで市からの諮問もなく、懇話会から当然、答申も提言もなかったと聞いています。和歌山県は条例の制定を推進していますので、今後ぜひ検討お願いしたいと思います。

二点目、推進体制の要である現プランの第四章に、田辺市の庁内の男女共同参画推進本部を中心に、関係各課と連携し、総合的に取り組んでいくことが必要です、とあるにも関わらず、11月に質問しましたら2年間一度も会議が開催されていないということで、非常に残念に思います。

和歌山県でこの4月から施行される「第5次男女共同参画基本計画」の推進体制の充実として、知事をトップに各部長、県教育長、県警察本部長などを構成員として、推進本部機構を立ち上げ、下部組織として各方面の実務者レベルによる横断的の会議を置き、総合行政として推進していく、とありました。また、審議会の機能を発揮ということで、調査、審議、提言の他、主体的な行動、提言機能を十分発揮しながら、と明記されています。2月から3月2日までパブリックコメントを募集していますので、ぜひ、実効性のあるものにしていただきたいということで、コメントを提出しました。

三点目、庁内の推進本部がこの2年間、会議不開催ということも関連するのかわかりませんが、昨年11月の会議で事前に頂いた各課の活動実績報告、いろいろ不備が見受けられました。男女共同参画推進がなぜ必要なのか、その目的、意義が各課に十分浸透されていないように思いました。計画を作ればそれで終わりではなく、そこから始まりであると思いますし、きちんとPDCAを行っていくのが大切ではないでしょうか。

最後四点目、現プランには但し書きがあります。国内外の動向や、社会経済情勢の変化に対応し、見直しを行うとあります。

去年一年間、うちの新聞だけでこれだけ集まったんです。ジェンダー問題に関すること、相当な量です。これだけ世界情勢とか、国際情勢変化しているにもかかわらず、これは今まで見直しされていません。10年間。他府県の多くの市では、社会情勢の変化に応じてSDGsの目標5 性的マイノリティの方々への対応が重要課題として取り上げられており、大阪の高槻市では、計画の途中であっても見直しを行い、2018年途中で改定されています。ちなみに和歌山県も今回の第5次の計画では、SDGsの目標5が、17の目標すべての構成において必要不可欠であり、その重要性が認知されていることを踏まえ、改定した、と最初に書

いてありました。しかし田辺市は、先月2月21日に提出された、総合計画の答申の中の男女共同参画の施策においてもそれが反映されません。私も参加していて非常に残念に思います。以上です。

C委員…今の意見の中にも含まれるのですが、まずは田辺市の条例制定というのは喫緊の課題として捉えて欲しいと思います。言い続けて10年、20年にはなってくるかとは思いますが、なかなか意識を変えろということ自体は、変化しにくいものだと思うのですが、今回、意識調査のところで前のところを見ても、男は仕事、女は家庭というような考え方にしても、なかなか変わらないけども、確実に変わってきているという感じは受けるんですけども、私も地域の所に役員として入ってみると、地域性はもちろんあると思うのですが、農村地帯に住んでいる私の地域でたまたま夫が不在になる予定だったので、区長させてもらったんです。そしたら、ずっと延々と続いてきた役員体制が変わっていないというのを痛感しました。女性が紅一点で、入っているかいけないかということがあったので、私もその中では、町内会の役員にもっと女性も入れて欲しいというのは最初から言っていたのですが、それは女性会自体が衰退して女性会の集まりが無くなってしまったのが大きな原因ではあると思うんです。そういう既存の団体が無くなった時に、どういう形で女性の意見を汲み上げて行ける形があるんだろうかと考えた時に、個人の女性の意識だけに頼ってしまうとなかなか出にくい、農村地帯だと特に「出る杭は打たれる」というか、環境ができていないので声を上げられないという状況を感じていました。どうしたらこの女性の声が上がっていくのか、やっぱり制度を作っていってクォータ制みたいな割り当てのようなことを考えていかなくては。進んだところではできるんです。審議会であるとか、もっと上の組織だと意識的にできるかと思うのですが、一番ベースになる地域の町内会をどう変えていくかという、やっぱり制度的に何か考えていかないと、環境づくりをしなければ変わっていかないと切に思ったんです。ですからそういうことを含めた条例づくりというのは必須になってきたのではないかというのを最近特に感じています。

D委員…やっぱり自分から手を挙げないといけない。いまは女性の時代だから。私は町内会長をして7年目になるんですけど。やっぱり言われます。「女やのに」とか。そこを乗り切らないと何もできないと思うんですよ。言いたければ自分がその場に出るということをしなないといけないと思います。

それから私も男女共同参画に10年ほど関わっているんです。みんながそういう気持ちがあればそこへ入ってくれて、自分の意見を出さないとなかなか今の田辺市で通らないと思います。やっぱり自分から出なければ、今の時代。自分から立候補しないといけないと思います。私、自分が町内会の会長やってすごく良かったと思います。

E委員…4月から娘が中学生にあがるんですけども、学校教育における男女共同参画の取り

組みというのがどうなっているのか気になっていて、保護者会の中でも男女共同参画という言葉は出ないんですけど、子どもたちが SNS でジェンダー問題だったりとか、いろんなことを目にしているの、大人の私たちよりもどんなものかを知っていたりするんですけど、先生方はどういった感じでそういうことを教えているのか、今気になっている事なんですけど。

会長…それは男女共同参画というものを、ですか？性教育とかそういう細かいことですか？

E 委員…全体的に。資料には書いてあったりはするんですけども、具体的にどんな感じにされているのか気になっています。

F 委員…性教育の授業の方は拝見したことはないんですけど、女の子特有の悩みとかそういう時に、どうしても配置によって男性の先生が学年を持ったりということになるのですが、校長先生や教頭先生でなるべく男性、女性というか相談しやすい環境にしたり、保護者の皆様も悩みを相談する先生によって対応が違うと思うので、どうしても女性の先生が話しやすいという方の場合ですと、女性の先生に相談したという報告は聞いたことがあるので、授業がどうというのはここではお答えは出来ないのですが、何か相談したいときに相談できる環境づくりというのをいまは出来ているというのと、教育の方では人と違う意見があっても、それが自分と同じ意見でなくてもその個々を認めようという考えを、道徳の授業などで学んで、違う意見でもそれを受け入れるように、男女のこと、性的マイノリティとかの問題がもしあった時に、考え方というのが活かされていくのかなというのがありまして、そのような教育活動をしているというのは聞いています。

そういう相談ができる環境ができるように、教育委員会の会議の時に伝えたいと思いますので、またいろんな意見を頂いて、私も知識があまりないので申し訳ないのですが、勉強になりますし、こういう事でみなさん問題を抱えているんだというのを、ここへ来たらわかることがたくさんありますので、今後ともどうぞご意見よろしくお願いします。

会長…色々問題はあります。田辺市でも昔、性教育の必要性といった時に、そんなのは必要ないとかバッシングみたいなのがありましたけども、それが今はもう「当たり前でしょ。」というふうになってきていますし、女子の生理問題も今までは口にできなかったという雰囲気ありましたけども、去年あたりから急にクローズアップされてきて、田辺市さんも例外ではないはずですから、そういう所も気を付けていかないといけないし、それが口に出して言えるような世の中になってきたということであらう変わってきたと言えると思います。

E 委員…先生方は、男女共同参画についての研修とかは必須だったりするのですか。

F 委員…男女共同参画のくくりというのは聞いたことはないのですが、そういった研修ができるように伝えさせてもらいます。

G 委員…基本的に学校社会と一般的な社会、これ切り分けないといけないと思います。学校の環境というのはあくまでも、必要な時に必要なタイミングで彼らたちに知識を与えなければいけない時期なんですね。E 委員さんがおっしゃったことは、当然学校も 24 時間 365 日のある時間帯をさいているわけなんですけども、残りの時間で我々の懇話会の一員も含めた、社会全体でそこを格差をつけて、区別ですね区別をつけてやっていけないといけないのではないかというふうな気がします。C 委員さんがおっしゃった町内会の会合についても、出れる社会環境、家庭環境であれば、懇話会でしゃべって、それを集約して何らかの形で条例に持っていく、今、礎としてみんなでフリートークしてやっているんだと思うんです。今から条例にと構えてやっていくと、なかなか肩ひじ張ってしまうと思いますので、ハードルも高くなると思うんです。我々にとっては。だからそこは切り分けて、だから懇話会というふうになっていると思うんです。どうしても共同参画という形に銘うって行政がやっていかなければということは、行政が声を上げて「みなさんそういう意識付けをしてくださいよ。」というきっかけづくりを作ってくれていると、私は思っています。あとのいろいろなテクニックの積み重ねは、ハビネスではないウェルビーイングという考え方を持ってやっていくということは、身体的であったり、精神的であったり、それを継続してやっていかないと中途半端になりますから、口うるさく言って行かないといけない、分かってもらえる時期というのは、「鉄は熱いうちに打て」ということと一緒に思うのですが、これは私の視点として聞いておいていただいて、懇話会ですからフリートークの場として積み上げていって、あとは共同参画の事務局も、すごく頑張っておられますので、うまくまとめ上げていってくれるというふうに私は思っておりますし、お二人にエールを送りたいと思います。

会長…ありがとうございます。国の方向性としては一応、男女共同参画を外へ出していこうという、一応なんですね、まだ日本は。そこらへん地方から積み上げていって大きなものにしていかないといけないということもあると思いますし、ただ言うだけではなかなか進まない所もありますし、田辺市の小さな懇話会ですけれども、みなさんに意見をいただいて、県の方にあげて頂く、それから国にもあげて頂いて、とにかく良い方向へ行くように、みんなが思うといい方向へ行くはずですので、頑張りたいと思います。

たくさんご意見いただきましたけれども、他に言っておきたいこと、次の計画に対して参考になるのでこれだけはお願いします、というようなことありましたらご意見が聞きたいのですが。

G委員…最後に一つ良い資料を見たので、男の仕事私だってできる、すごくインパクト強かったんです。「風をおこす女性たち」と書いてあるんです。何を言いたいのかなと思って見ていたら、「桂二葉さん」という落語家さんですね、女性の。その方が NHK の新人落語大賞で優勝したらしいんです。男の世界ですよ。これ書いているのでそのまま言っているんですけど、古典落語の登場人物は、若旦那とか御隠居とか、男性目線で描かれていると書いているんですね。この女性第一声書いているのが、「じじいども、見たか！」です。時と場合によって「ばばあ」と対比させればいいことなんで、「じじい」「ばばあ」これ区別ですから、差別ではありませんので、そのつもりで多分この人「男の仕事私だってできる」というのは、男女共同参画の一つの例として言い換えられるのかなと思って披露させていただきました。

会長…職場につきましては、男女区別なく、今まで男の仕事と思われていた職場に、ビルの建設とかああいうところに女性がどんどん進出していったり、ダンプカーの運転手とかにもなっていたり、その代わり保育所に男性の先生が増えていたりとか、随分、私が子育てしているところから比べると、本当にすごく変わっていると思います。これをどこの町に住んでも同じように、男女共に活躍できる町というのを作っていくのを、日本国民はみんな考えないといけない所なのかなと思います。

B委員…橋本市は非常に教育関係者の役割が大きいということが明記されています。私何年か前に卒業式に行ったら、男性が先、女性が後、このあいだ3月1日に行きましたら、男女混合になっていました。小、中学校にしてでも、数年前に社会教育員会議の中で、ぜひ混合名簿にということで、それが実現されて良かったと思います。2015年に文科省から、「性的少数者の子どもたちに係る児童生徒に関するきめ細かな対応の実施について」という学校における支援の事例ということで、服装、髪型、更衣室、呼称の工夫、授業、水泳というふうにもいろいろあるんですね。田辺市としてどういったことを進めてらっしゃるのかというのと、最近はジェンダーレス制服みたいな感じで、特に性的マイノリティの子どもたちだけじゃなくて、機能性、例えば自転車にスカートが引っ掛かって危ないとか、寒さ対策であったりとか、そういうことがあって中学校の制服があるところどうなっているのかというのを、今度また、検討して頂きたいなと思って、県のほうにも問い合わせたら、まだ不十分みたいで。今後は全国的に統計取っているみたいですけど、ぜひ田辺市でも教育関係、橋本市の条例の中には、ふつうは大体、市民、事業者、市の役割というのが条例を作った場合あるのですが、そこに橋本市は教育関係者が入っているんです。そこに、「あらゆる教育の場において、基本理念に配慮した教育を行う」ということがあるので、是非、隠れたジェンダーというか、小さい時からそれなりにインプットされて、気づかないうちに男女共同参画、ジェンダーというのが培っていくので、そこらへん是非、教育委員会の中で、いろいろところで検討して頂きたいし、職員研修も是非必要だと思います。

F 委員…今後どんなことが制服の改善に…、うちの子どもが中学生で、年度の改定ということで、服装のことに关しては少し規程がありまして。靴の色とか、本当に何十年も変わっていないことが、細かいことですが、例えばタイツの色が肌色から黒になったり、みなさん素足だから寒いけど我慢して過ごしているという女の子がたくさんいらしたみたいなので、受け入れやすい色になったり、髪の色がもともとくせが強いとかいうことでは、みなさん氣を使って考えてくださって、変わっていく。

例えば、性的マイノリティのこと今後の研修が課題、ほかに課題があるのであれば小中学校、どういふ課題を教職員さんのみなさまにお伝えして、研修として持っていっていいのかなというのと、子どもさんは初めて学ぶ、いろいろなことを受け入れられる状態だと思います。大人の方の考えとか、今後こういう事が課題になっていくのではないかということ、教えていただけたらそれもお伝えしたいと思って、お聞きしたいのでお願いします。

E 委員…先日母親どうして話をした時に、校則についての話になったんですけど、ある中学校では、一本縛り、下の方でくるしかダメだということを知ったんですね。おさげだったりとか、二つ結びだったりとか、華美でないものであればいいのに、一本縛りだけじゃないとダメというのは、ちょっとおかしいなと思いますし、校則を見直すのも必要かなと思います。

それ以外に「男でも女でもない、いったいどっちなんだろう。」と抱えている子たちもいると思うので、そういった子たちとの関わり方、対応の仕方を先生たちは勉強するべきだと思います。

B 委員…女性センターを初めてする時に、ゼロからだったんです。何も知らなくて、「男女共同参画、て何？」というところから始まって、自分がしていく中で、自分の両親を見ていたりとか、自分だったりとかした時に世界的にみてもジェンダーギャップ指数が 156 カ国中 120 位だったり、121 位だったりとか、同性婚を認めていないのも G7 では日本だけです。夫婦別姓にしても法的に同姓にしているのは日本だけなんです。夫婦別姓についてある保守的な方の話では、夫婦別姓はおかしいと。同姓こそ家族の絆を云々、ということですが、中村敏子さんという政治学者の方がおっしゃるには、江戸時代は武士以上でないと苗字はなかったと、武家の妻も実家の姓を名乗っていた。明治 31 年だったと思うのですが、その時になって初めて明治民法で同姓ということをしたらしいです。だから日本の伝統という考え方は、じゃあ明治 31 年までの家族のあり方というのはどうなんだ。べつに壊れてないですよ。中村敏子さんの新聞記事がここにあるんですけど、やっぱり色んなことを知らない、「そうなんや」てなってしまうので、私にしてもそうですけど何でも先に学びがあってそれで気づいて、ちょっとずつ動いていくということが大事だと思うんですね。

だから LGBTQ にしろ、私も本当に数年前までは知らなくて、ただ「性と性のはざまで/

境界を生きる」という本が図書館にあって、性分化疾患、最近出てきたものは、ロキタンスキー症候群といって、女性だけど子宮がない人だったりとか、70種類以上もあるらしいです。性分化疾患は、XXは女性、XYは男性。XXYがあったり、クラインフェルター症候群とか、いろんな性分化疾患があるんです。

だから先生が、生まれた時に男性か女性か見てもわからない。先生でさえ判別できない。

ある島の所では、子どもの時は女の子、思春期になったら男性に変わるところがあるんですね。だから今は「人間を男、女に分けるのはおかしい。」という人も出てきていますので、その辺りの意識改革、やっぱりまだまだ分からないこともあるので、先に学びからよろしくお願いします。

会長…学校は特にいろんな保護者の方がいらっしゃいますので、いっそくとびに進めようとする大変なことになるかと思うので、その辺りは、保護者の方の意見をいただきながら、違うなというところは説得じゃなくてお互いに勉強しながら、理解をしていかないと大変なことになると思うので、急がないで、急ぐ、問題かなと思います。

H委員…さっき意識は変わりにくいという意見もあったんですが、私が男女共同参画を進める勉強したての時に、意識を変えるか、制度を変えるか、という二つがあって。意識は今からでも勉強して本を読んで共感した、こういうふうにしていこうといったら、今からでも変われると思います。

ただ制度は、いまだに国で言ったら世帯制だったり、家族もお父さんいて、お母さんいて、子どもは男の子と、女の子がいて、その4人家族が理想であるというその形で国の制度も決まってきたから、年功序列だったり、生活は頑張れば頑張るほど、豊かになっていくという時代だったのが、ごろっと変わって、それこそコロナで貧困があって、朝ご飯を食べれずに学校へ来ている子どもがほんとにいるんです。D委員さんと「私ら食べれんかって、子どもにたべさせるけど。」という話をするんですが。教育の中で、先生たちは夜遅くまで子どもたちの対応をしてくださっている。親は親で、子どもを守っていききたいけども、生活するのに必死だから、とにかく朝に晩にと働いている。

もっと福祉だったり、いろいろなことを地域が見守っていくのが大事だということで、進んできているのですが、なかなか制度が変わっていかない。

何が言いたいかというと、やっぱり制度を変えようというと、条例を作っていないといけないのかなと思うので、いろいろこここの小さな会議の中でというのはそうなんです、この中で色々なことを発見していくし、自分の小さな価値観でこうしか見ていなかったことがちょっと広めに世の中見ていくということ、私らは自分の中で意識はすぐ変えられるんですけど、制度は大きな力で条例を作ってこれをこうしていこうというのは、目指すものとして私はあってもいいかなと思っています。

防災にしてもそうなんです。子どもたちは防災教育を受けているので、子どもたちは何か

あればすぐ机の下に入ったり、すぐに逃げようと言うのですが、ストップをかけるのは親なんです。「大丈夫や。このくらいだったら。」と。

なぜかと言うと、親は防災教育を受けていないんです。そこで大きな差が出てくるので、やっぱり親の意識を変えていく。意識は変えたらすぐ変わるんですけど、条例があって、「こうなんやで、こう決まってるんやで。」というのがあれば、意識も変わりやすいかなと思いました。

会長…全員の方にご意見頂きたいと思っていましたが、いろいろたくさん意見頂きましたので、時間もなくなってきました。是非もう一言という方いらっしゃいましたら。頂きますが、よろしいでしょうか。

I 委員…皆さんご存知の、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」。これには相当時間がかかったんですけども、田辺市は従来ずっと人権尊重の素地があって、田辺市人権施策基本方針というのがあるのですが、それをより強固にするという意味で、条例が作られたと思いますので、是非、男女共同参画条例も作って欲しいと思います。

それから、「ゆう」を興味深く読ませていただきました。いろいろなご案内などありますが、実施した感想というのも是非入れて欲しいと思いました。それによって、啓発に繋がるかなと、かたくるしく事務的に書くより、誰かの意見だったり、こういうワンフレーズを聞いたとか、スペースの関係もありますので大変難しいとは思いますが、そういうのを入れてもらったらより読みやすいかと思いました。

議題4 その他

事務局…議題1、議題2、意見交換と、ご審議をいただきまして、ありがとうございます。

本日、頂戴いたしましたご意見は、今後の男女共同参画センターの運営に反映させてまいりたいと存じます。

なお、前回の懇話会でいただきました、学校での包括的な性教育についてご意見いただきましたことは、学校教育課あてに報告しております。また、学校の制服はほぼ性的少数者の方に対応するようになってきています。各学校は制服については柔軟に対応しているようです。

それから、もう一件報告がございます。

令和6年の春頃に、新庁舎が完成します。今のところ、市の執務機能は全て新庁舎に移転の予定ですので、現在、市民総合センター内にある男女共同参画推進室、教育委員会、保健福祉部などにつきましては、新庁舎に移転することになります。

市の執務機能が移転した後の、市民総合センターの再整備について、令和4年度以降、有識者、市民総合センターの利用者、一般公募の方々などにより懇話会を設置して、その中で議論していくことになります。男女共同参画センターについては、その議論もみながら検討

していくこととなりますが、男女共同参画社会の実現に向け、今後も引き続き、事業等推進していきますのでよろしくお願いいたします。

会長…何かご質問とかご意見ございますでしょうか。

J 委員…いま、新庁舎の話ありましたが、男女共同参画推進室が新庁舎へ行くということで、男女共同参画センターがここに残るかどうか、という話ですね。

事務局…そこはまだどういう形になるか、この令和4年、5年のところで男女共同参画推進室としてもどうしていくかは検討していくのですが、男女共同参画センターも含めてまず、市民総合センターについての懇話会の中でも議論は入ってくると思います。最終は室としてどうするかということを決めていくことにはなれると思うのですが、今のところ、「こうなります。」という報告が、みなさんにはできないという状態です。

J 委員…今の室が絶対行くと思うので、そういう付属の施設であれば本来新庁舎のほうへ行くべきかと思いますが、スペースの関係もあると思うので、その辺は市民総合センターについての懇話会の方で検討されるということで。

先ほど条例の話もありましたが、制度からいくのか、市民の盛り上がりというか、こういう懇話会をはじめ、地域での取り組み等の中で、男女共同参画というのが浸透してくる中で条例となるのか、今新しい条例が去年の4月にできて、その中でも当然含まれる項目でもあるので、その辺考えて、色々な意見がある中で、盛り上がり、講演会等もして頂いて、市民のみなさんにも男女共同参画という言葉が、当たり前ようになってくるために条例を制定するというご意見もあると思いますが、その辺はいろいろと考えていって、行政の中でも大きな課題でありますし、進める中で片や市民の方の意識というのも大事かと思います。

部長…男女共同参画センターの件で補足をさせていただきたいと思います。まず新庁舎については先ほど事務局が申し上げましたように、市の職員の執務場所が新庁舎に集約されるというのが、基本的な新庁舎の考え方となっています。ですので、室長、主任、男女共同参画推進室のいわゆる事務をする場所は、新庁舎に移行するという、それ以外に教育委員会も行きますし、保健福祉部も行きますし、ただ今のところ社会福祉協議会が新庁舎へは、スペースの関係もあって、行く予定にはなっていないです。つまり、今ある市民総合センターの中で引き続きいる。それ以外にも、市民活動センターであるとか、センターの名の付く施設が市民総合センターの中でたくさんあります。それには基本的に市の職員が執務をしていないので、新庁舎に行く計画にはなっていないというところであります。

例えば、電話相談はどうするのかというと、今のところは、新庁舎で電話相談を受けて頂

くという形の予定になっています。

そうした中で、男女共同参画センターという機能をどう考えるのかということがポイントになってきます。新庁舎は打ち合わせ場所がたくさんありますので、総合センターよりもたくさんの会議室を用意していますから、例えば、推進員さんであるとか、いろんな市の関係の委員さんの会議は、市民総合センターよりもまだやりやすくなるくらいの会議室は用意しています。

また、相談室も各フロアにたくさん用意していますので、相談に来ていただいても結構使える部屋があるというのが新庁舎なんですけども。

その中で、それだけ行ってしまった後の男女共同参画センターという機能をどうするのか、選択肢としたら、男女共同参画推進室、男女共同参画センターという看板を二つ持つとしても、各個別の部屋ではないオープンスペースで事務をするという部屋になります。

そういう中で、場所をどうするのかという問題と、機能の問題とを少し整理をしていく必要があると。そういうことがせまられている。例えば、市民活動センターさんはNPOさんに委託をしていますので、ここは市の職員がいないので、そのまま総合センターに居続けることができます。ただ、男女共同参画センターは、基本的に市の職員が管理しているので、それを新庁舎、あるいは総合センターと二つに分けるのか、一つのままにするのかそういう議論が今後必要になってくることになります。

総合センターに残る機能、総合センターからなくなるのは市の職員が事務している場所が新庁舎へ行くということで、この男女共同参画センターのあり方を内部でも検討することになりますので、最終的には、市民総合センターのあり方を考える懇話会を作る予定になっています。

保健福祉部が主管で作りますので、その議論を見ながら最終的に市としての方針を固めていくというのが、令和4年という状況になっています。

そういう状況の中で、懇話会の委員の皆様方からも、これからの田辺市の男女共同参画センターのあり方についても来年度ご意見頂ければ、市民総合センターについての懇話会の議論へ引き継いでいくことも可能かと思っております。

少し長くなりましたけども補足であります。

J委員…センター、箱もののあるところは、民間に委託して運営してもらう、そういう形で離れればいいと思いますけど、職員の管理下ということであればちょっと遠いのはどうかと、離れるのはよろしくないかなと。

B委員さんの方からパートナーシップ制度、橋本市が始めるということで、そんなに詳しくないので申し訳ないですが、パートナーシップ制度で例えば市営住宅の入居ができるとか、実質的に可能になる対応を、室の方から各課の施策の中へ、パートナーシップ制度を導入した場合に、こういうものができるというそういうものを調査の中に入れて頂いて、その中で対応できるものについてはしていく。最終的にはそういう制度という目的もあるかと

思いますけども、出来るものについては実質的にメリットのあるものについては対応していく、そういうことをやっていいのかなとそういう思いはしています。

事務局…今のパートナーシップ制度のことで、県の方がパートナーシップ制度というのは、国の法律的なものもあるから制度はしないけれど、ただ、性的少数者の方が困っているのであればということで、県営住宅の入居だったり、あとは出来るところから、いろいろな申請書とかアンケートとかで、男性、女性となっていた二択を、男性、女性、答えたくない、あるいは自分で記入するということにしました、というのを、去年の 9 月ぐらいに新聞報道がありました。

田辺市でも啓発ということで、パートナーシップ制度をすぐに導入はしないけれど、庁内で例えば申請書だったり、アンケートだったり、そういうのを男性、女性と二択としているところを、三択にするとか、もしくは性別欄を削除するとか、「そういうことできないでしょうか。」ということで、庁内の男女共同参画推進本部の幹事会（各担当課長が幹事会）宛に各課で、申請書に性別欄を削除できるのであれば削除してください、削除できない場合でも男性女性の二択ではなくて、その他だったり、自由記入欄にするようにしてくださいというお願いをしました。そのなかで5つくらいの課から「削除できますよ。」とか、「ここを変えます。」という報告をいただいております。

そういうところから、室としてもできるところからしていきたいと思っています。

B 委員…パートナーシップ制度のことで、一緒に住む場合に市営住宅に入れる、それはもちろん大事なことなのですが、例えば、このあいだ 1 月 15 日に大阪の方でレズビアンの二人の話を聞きに行ったんです。そこで、家を建つにしても非常に問題、なかなか認めてもらえない。いま、りそなとか大手銀行などもパートナーシップ制度の証明があれば、借りられるというのはあるのですが。身近に聞くのは、コロナになって特に家族でないとダメというところがあるんです。そしたらお相手の方がコロナとかで病院に入院した時に、行けない。自分が家族だというパートナーシップ制度の証明があれば良いけれど、そういった時に本当に身近な人の死に際にも会えない、お葬式にも行けない、そういう本当に人権問題で。

1 月 15 日の時点でパートナーシップ制度の導入が 147 自治体だったんです。2537 組が登録している。それが 1 月の時点だったのに、3 月の時点で 147 から 155 に自治体が上がっているんです。人口比率としたら 45.1%がオッケイなんです。三重県とか茨城県とかは導入宣言しましたというのではないけれども、県が認めていてその市町村全部オッケイなんです。

だからそういう形で 155 しかないけれども、市町村でしたらもっと多くなるんです。

ここで私が一番共感した、佐井さんがこの間の一般質問でパートナーシップ制度の導入をということで、聞きに行ったんですが、共感ということを佐井さんがおっしゃっていて、自分たちの存在を認めてもらえたという気持ちの面がすごく大きかったと。井上さんとい

う方は、パートナーシップ制度を導入することによって自分の住んでいる街に居てもいいんだと、暮らしてもいいんだと思えた。そこまで自分のことを本心をさらけ出せない、隠し通さないといけない、自殺率も多い、自傷行為も多い。本当に人権問題なんです。だからこの間の総合計画でも人権の条例の時に、SDGs と性的マイノリティの方のを書いていると言うけれど、そうじゃなくてそこに書いていても男女共同参画のところにちゃんと載せるべきだし、他のところいっぱい書いています。私も他府県と市の男女共同参画計画、条例見ましたが、尼崎市なんかはホントにこれは人権問題だ、ということで市長もおっしゃっていますし、私は田辺市に住んで三十何年になるんですけど、これからも住み続けたいし、こういった人権問題というのはぜひ男女共同参画の中に活かして、私もこれからも住んでいきたいと思うので、ちょっときついことを言わせてもらいました。

B委員・・・和歌山県の（男女共同参画）条例は、県、和歌山市、橋本市、上富田町です。県は推進しています。

G委員…大きく言いますと共同参画という風になっているが、たまたま今日は男女共同参画というふうになっていますが、さっきあえて事務局に社会福祉協議会についてお尋ねしたのは、時を同じくして田辺市の地域福祉計画の策定委員の末席を汚させていただいているのですが、送ってくれていてこれから目を通すのですが、そこで意見を言わせていただいたのが、社会福祉協議会は本庁舎へ移らない、なぜ移らないのか。可分不可分という言葉があります。設計する時に可分不可分というのがあります。ひとつの敷地にはひとつの申請人がひとつの建物しか建てられませんよ、しかし、わたくしの家の横に土地があって、となりに、別の父親、人格違いますけど、家は建てられます、親子ですから。

そういう中で保健福祉部と社会福祉協議会というのは、パートナーシップなんですよ。思いを一緒にしている人がそばにいないとおかしいん違いますか、というお話をさせて頂いて、だから人で分けるのか、ものでわけるのか、事で分けるのか。本来は機能としたら不可分ではないかと思いましたが、だから共同参画ではないのかという思いがあったので、男女というところから切り分けて言ったのですけども、お分かりいただける場所ありましたか。

会長…社会福祉協議会というのは市とは別の組織になりますので、社会福祉協議会は社会福祉協議会で今後どうしていくか考えていると思います。

G委員…今まで同じ思いで同じ方向性でいっている、社会的弱者というのを基本に考えてあの組織はあるわけですよ。そういう中で同じやかたで共生をしていた所が、離れてしまうと可分化してしまうので色んな意味で協調性とか、今までと違うコミュニケーションというのが欠落してくるのではないかという僕の私見なんで、不便さも出てくると思うんで

す、今まで一緒だったからそれを分けてしまうというのが。保健福祉部と社会福祉協議会という団体は向いている所が一緒だと、社会的弱者や高齢者であったり、身体障害者であったりその救済の組織だと思うので、というのは基本僕は違ってないと思うんです。

会長…あとは市の方としっかり協議していただくことかなと思います。

今日はほとんどの方にご意見頂いたのですが、まだ何人かの方にご意見頂けていませんので、一言ずつお願いいたします。

K委員…感じている事だけ。私この委員になってから田辺市のホームページで会議録載ってますので、その中から学校の混合名簿それについていろいろ話があったんですけど、正直いうと私はそこまで意識するほどの事でもないのではと思ったんです。私の学校の百年史の卒業生名簿を見てみたら、それは男女混合でしているんです。その編集で携わった先生の考え方次第ということかもわからんけど。

それと、私の孫は千葉県で中学校を卒業したんです。最近ビデオを見たんですけど、男と女で同じように入退場している。これも一つの手かなというふうに感じました。

それからもう一つ会議録の中で、男女共同参画センターの話、前回もあったんですけど、前回の時には事務局の方から人権尊重まちづくり条例ができたので、それでしばらく取り組んでいくということで、私はそれはそれでいいと思います。

最近ある研修会で LGBT のこと話に聞いたのですが、トランスジェンダーの先生で、その人の講義が1時間ほどあった。LGBT は聞いたことがあったけど、SOGI という概念を初めて聞きました。

L委員…みなさんのお話を聞いていて自分の勉強不足を感じるのと、大変勉強させていただいております。二つほど。前のお話に戻るんですけども、もしこのアンケートを自分が書く立場になった時には、橋本市の男女の話ですけども、かつこの中に自分で記入するというのは何を書いていいのかちょっと迷うところもありますので、私としては岩出のパターン、どちらでもないとか、答えたくないとかいうこちらの方が記入しやすいなと思いました。

それとあともうひとつなんですけども、いま私は町内会の会長をさせて頂いています。田辺市には女性の会長が3名おられます。最初選考委員会さんが8人ほど来ていただいてお話をうかがった時に、とても自分はそんな器じゃないし、お断りしようと思っていたのですが、せっかくお声を掛けて頂いてここで断ったら、続く人がいなかったら、やっぱり女性だからと言われたくなくて、とりあえず受けさせて頂いた状態なんです。そうしたなかで今年初めて女性の区長が誕生しました。ほんとに新しい風を吹かせて行けたらなと思っております。

M委員…まだ勉強不足なので、今日は本当にすごく勉強になりました。

N委員・・・私がここへ来させてもらった時に、H委員さんでしたか、「男女共同参画は私意識しています。」と言った時に「意識しているのならいいんです。」と言ってくれました。勉強させてもらっています。

会長…意識してまずは知ること、そこからスタートしますので皆さん周りの方に広めて頂きたいと思います。

事務局あいさつ

副会長挨拶